

# 焼津市農業委員会 8 月総会議事録

## 1 日時

令和4年8月16日（火）午後2時 ～ 午後2時35分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	×	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

## 4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について  
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について  
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について  
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について  
第5号 農業用施設証明願について  
第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について  
第7号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
第2号 農地法第5条の規定による許可について  
第3号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年8月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。1番村松達雄委員、19番山下早苗委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第7号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第7号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可についての番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号6を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所でございますが、和田小学校より北西へ約800mに位置する市街化調整区域内の農地です。</p> <p>農業の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>8月4日に現地調査を行いました。ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>農機具もトラクターや耕運機等ありまして、管理の方もできると思います。今も田んぼを耕作していますので、何ら問題はないと思われれます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号6は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号7を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号7を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所でございますが、大井川グランリバーより南西へ約300mに位置する市街化調整区域内の農地です。</p> <p>農業の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 岩ヶ谷逸穂	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>譲渡人は、本申請地を夫から相続しましたが、島田市に居住しており管理も難しいことから、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人は、申請地の周辺に農地を所有しており、それらと一体で耕作されることから、きちんと耕作されていくと思われ、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号7を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号20を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号20を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所でございますが、焼津市立病院から南東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、道原の農地264.61㎡について、貸駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請地の周辺においては、宅地化の進行に伴い自家用車の台数が増加し、駐</p>

	<p>車場が不足している状況にあります。そのような状況の折、譲渡人においては高齢化のため申請地を管理することが困難であり、荒廃化を防止するため土地を売却し、譲受人においては地域の状況を鑑み貸駐車場を整備し事業の拡充を図るため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は宅地と畑、南側と東側は道路、西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 11番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>申請地は、分筆されたいくつかの細かい筆に分かれています。</p> <p>譲渡人はこれから高齢化していくにつれて管理が困難になっていくことから、譲受人に本申請地を譲りたいそうです。</p> <p>譲受人は、宅地化が進む申請地周辺の状況を見極め、本申請地を貸駐車場として使っていきたいとのことでした。</p> <p>前の写真にありますとおり、現状は草が生えている状態であり、荒廃農地になる前に何とかする必要があります。また、周囲は宅地に囲まれており、周辺の営農へ及ぼす影響もないと思われまますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号20を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号20は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号21を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号21を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所でございますが、市大井川庁舎から西へ約1,000mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、下江留の農地819㎡について、仮設事務所及び駐車場敷地に一時転用したいという申請であります。</p> <p>借人は、申請地の近隣に建設する社会福祉施設の建築工事施工業者ですが、工事期間中において仮設事務所及び作業員用車両の駐車場を要するため、近隣に土地を探していたところ、事業に協力したいという貸人からの意向も受け、申請地を工事期間の仮設現場敷地として一時転用したく今般の申請に及んだものです。</p>

	<p>申請地の東及び南側は道路、北側は水路と道路、西側は貸人が所有する畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地ではありますが、例外的に許可の対象となる「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該用地を供することが必要と認められるもの」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断し、また、代替性の検討が必要となりますが、提出された「代替性の検討表」により他（ほか）の土地での代替性がないことを確認しており、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 岩ヶ谷逸穂	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>今回の申請地の横に社会福祉法人施設が移設されることに伴い、工事にあたり工事用車両駐車場及び現場事務所が必要となり、今回一時転用の5条申請に及んだものであります。</p> <p>工事期間は9月1日より8か月間で、使用方法としては、田んぼの上に鉄板を敷き、その上に簡易な事務所を設置し、残りのスペースを駐車場にすることです。</p> <p>周辺の農地への影響も軽微であり、また、来年には元の田に復元されるということですので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号21を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号21は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号の番号22を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号22を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジより北西へ約600mに位置する第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上新田の農地404㎡について、店舗併用住宅敷地として使用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在美容師として営業店に勤務し、住所地のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い現在の住居では手狭となり、不便となったこと、独立して美容院を開業するために店舗併用住宅を建築したく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の東、西側ともに雑種地、北側は県道、南側は水路であります。</p>

	<p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局の方から細かな説明があったとおりです。</p> <p>申請地については、耕作者が利用権設定し借りていたそうですが、前の写真の通り、草が茂り管理されている様子もありませんでした。</p> <p>こうした状態で放置されているよりは、店舗兼住宅を立てていただく方がよいと思います。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であり、また、利用権の設定も解除されたことも確認できましたので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号22を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号22を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に係る八木榮志委員、杉本芳郎委員、田中徳秀委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案を朗読後、説明】</b></p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員、杉本委員、田中委員の入室をお願いします。</p> <p><b>【着席】</b></p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

以上をもちまして、令和4年8月総会を終了します。